

○山口県警察における懲戒等の取扱いに関する訓令

平成 16 年 12 月 24 日

本部訓令第 47 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）

第 2 章 審査の要求等（第 6 条—第 9 条）

第 3 章 山口県警察懲戒審査委員会（第 10 条—第 17 条）

第 4 章 審査の手續及び懲戒処分の実施（第 18 条—第 24 条）

第 5 章 雑則（第 25 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）、職員の懲戒の手續、効果等に関する条例（昭和 26 年山口県条例第 44 号）及び職員の分限及び懲戒に関する規則（昭和 26 年山口県人事委員会規則第 14 号）に定めるもののほか、山口県警察における懲戒等の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この訓令において「職員」とは、警察本部長（以下「本部長」という。）が任命する一般職に属する職員をいう。

2 この訓令において「懲戒事由」とは、法第 29 条第 1 項各号に掲げる事由をいう。

（職員の責務）

第 3 条 職員（所属長を除く。）は、他の職員が懲戒事由に該当していると認めるときは、直ちに所属長又は首席監察官に報告するよう努めなければならない。

（所属長の責務）

第 4 条 所属長は、所属職員が懲戒事由に該当していると認めるときは、直ちに首席監察官に報告しなければならない。

2 所属長は、他の所属の職員が懲戒事由に該当していると認めるときは、速やかに当該職員の所属長及び首席監察官にその旨を通報しなければならない。

3 前項の規定により通報を受けた所属長は、直ちに第 1 項に掲げる措置を講ずるものとする。

（首席監察官の責務）

第5条 首席監察官は、職員が懲戒事由に該当していると認めるときは、直ちに当該職員及びその関係者から事情を聴取し、又は事実関係を調査しなければならない。この場合において、職員は、当該聴取及び当該調査に協力しなければならない。

- 2 首席監察官は、前項の規定による聴取又は調査を行った場合において、当該職員につき、懲戒処分に付する必要があると認めるときは、懲戒処分申立書（別記第1号様式）に身上調査書（別記第2号様式）及び証拠書類を添え、本部長に申し立てなければならない。

第2章 審査の要求等

（審査の要求等）

第6条 本部長は、前条第2項の規定による申立てがあつた場合において、懲戒処分を行う必要があると認めるときは、懲戒審査要求書（別記第3号様式）に懲戒処分意見書（別記第4号様式）及び証拠書類を添えて、山口県警察懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）に審査を要求するとともに、被申立人にその旨を通知しなければならない。ただし、被申立人の所在が判明しない場合は、通知を省略することができる。

- 2 本部長は、委員会が行う審査（特別の事情がある場合にあっては、持ち回りによる審査）の結果を聴いた上でなければ懲戒処分を行うことができない。

（訓戒の措置）

第7条 本部長は、違反の内容が軽微なものであり、懲戒処分を行う必要がないと認めるときは、訓戒の措置を行うことができる。

- 2 本部長は、自ら訓戒する必要があると認めるときは、前項に規定する訓戒の措置を所属長に行わせることができる。
- 3 前2項に規定する訓戒の措置は、訓戒書（別記第5号様式）を交付することにより行うものとする。

（注意の措置）

第8条 本部長は、違反の内容が軽微なものであり、前条に規定する訓戒の措置を行う必要がないと認めるときは、注意の措置を行うことができる。

- 2 本部長は、自ら注意する必要があると認めるときは、前項に規定する注意の措置を所属長に行わせることができる。
- 3 前2項に規定する注意の措置は、注意書（別記第6号様式）を交付することにより行うものとする。ただし、本部長が注意書を交付する必要がないと認めるときは、口頭によることができる。

（被申立人に対する指示等）

第9条 本部長は、第6条第1項本文の規定により審査を要求する場合において、必要があると認めるときは、申立事案の監察及び審査の間、被申立人の勤務に関し所要の指示を行い、又はその保管する貸与品又は使用期間の満了しない支給品の提出を命ずることができる。

第3章 山口県警察懲戒審査委員会

(設置)

第10条 懲戒処分に係る事実を審査するため、委員会を置く。

(組織)

第11条 委員会は、委員長1人及び委員6人をもって組織する。

2 委員長は本部長を、委員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長)

第12条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第13条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員長及び委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(監察官の出席)

第14条 首席監察官、警務部監察官室長又は警務部監察官（以下これらを総称して「監察官」という。）は、委員会の求めに応じ、会議に出席し、意見を述べることができる。

(除斥)

第15条 委員長及び委員並びに監察官は、自己又は配偶者その他の親族に関係する議事については、参与することができない。

(書記)

第16条 委員会に、書記を置く。

2 書記は、警務部監察官室に勤務する職員をもって充てる。

3 書記は、委員長の命を受けて会務に従事する。

(庶務)

第17条 委員会の庶務は、警務部監察官室において処理する。

第4章 審査の手續及び懲戒処分の実施

(審査の方式)

第18条 委員会の審査は、書面による。

2 前項の規定にかかわらず、次条の規定により被申立人から申出があったときは、委員会は、当該被申立人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、委員長が必要があると認めるときは、当該被申立人に口頭で意見を述べるよう求めることができる。

4 委員会の審査は、公開しないものとする。

(口頭審査の申出)

第19条 被申立人は、第6条第1項本文の規定により通知を受けた日から7日以内に口頭審査申出書(別記第7号様式)を委員長に提出し、口頭で意見を述べる機会を与えられるよう申し出ることができる。

(期日及び場所の通知)

第20条 委員長は、口頭審査を行うときは、速やかに当該被申立人に対し、通知書(別記第8号様式)により、審査を行う期日及び場所を通知しなければならない。

(証人の出席又は証拠の提出)

第21条 被申立人は、第19条の規定により申出を行う場合又は第18条第3項の規定により委員長から口頭で意見を述べるよう求められた場合において、委員会に証人を出席させ、又は証拠を提出することを求めるときは、証人等要請書(別記第9号様式)にその旨を記載し、委員長に提出するものとする。この場合において、委員長は、審査に係る事実と関係がないことが明らかであるときでなければ、証人の出席又は証拠の提出を拒むことができない。

2 委員長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、証人の出席又は証拠の提出を求めることができる。

(被申立人の不出頭時における審査の終結)

第22条 委員長は、被申立人が正当な理由なく審査の期日に出頭しない場合には、審査を終結することができる。

(勧告)

第23条 委員会は、勧告書(別記第10号様式)により、審査の結果を本部長に勧告するものとする。

(懲戒処分等の実施)

第24条 本部長は、前条の規定による勧告を受け、懲戒処分を行うときは、職員に懲戒処分書(別記第11号様式)及び懲戒処分説明書(別記第12号様式)を交付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、懲戒処分を行う職員の所在が判明しない場合においては、懲戒処分書及び懲戒処分説明書をいつでもその者に交付する

旨を官報に掲載するものとする。この場合において、その掲載を始めた日から起算して2週間を経過したときは、当該通知が到達したものとみなす。

- 3 第7条及び第8条の規定は、前条の規定による勧告を受け、訓戒又は注意の措置を行う場合について準用する。

第5章 雑則

(懲戒処分台帳等の備付け)

- 第25条 警務部監察官室長は、懲戒処分台帳（別記第13号様式）及び訓戒・注意措置台帳（別記第14号様式）を備え付け、規律違反の状況を明らかにしなければならない。

別表（第 1 1 条関係）

警務部長	生活安全部長	地域部長
刑事部長	交通部長	警備部長

第1号様式（第5条関係）

懲戒処分申立書

第 年 月 日
号 日

警察本部長 殿

首席監察官

下記の職員について懲戒処分に付する必要があると認めるので、関係書類を添えて申し立てます。

記

1 被申立人

所属

分掌

階級又は職名

氏名

生年月日 年 月 日生（ 歳）

2 申立事実

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第2号様式（第5条関係）

身 上 調 査 書

被申立人 氏名

1 採用年月日等

採用年月日

現階級又は現職昇任年月日

現所属配置年月日

現分掌配置年月日

2 職務の等級及び号級（給料月額）

職 級 号給（ 円）

3 既往の懲戒処分、分限処分等の年月日、種類、程度及び理由

4 勤務の実態

5 処分を加重し、又は軽減すべき事情

6 処分に対する意見

年 月 日

職名

階級 氏 名

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第 3 号様式（第 6 条関係）

懲 戒 審 査 要 求 書

年 月 日

山口県警察懲戒審査委員会委員長 殿

山口県警察本部長

下記の者の懲戒処分に係る事実について審査を要求する。

記

被 申 立 人	所 属	
	分 掌	
	階級又は職名	
	氏 名	
審査を要求する 事 項		
証 拠 書 類		
備 考		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

第4号様式（第6条関係）

懲戒処分意見書

被申立人 所属

階級（職名） 氏 名

1 監察所見

2 証拠

3 処分を加重し、又は軽減すべき事項

4 処分に対する意見

年 月 日

職名

階級 氏 名

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第5号様式（第7条、第24条関係）

訓 戒 書

所属

階級（職名） 氏 名

上記の者は、

（違反事実）

ここに山口県警察における懲戒等の取扱いに関する訓令により訓戒する。

年 月 日

職名

階級 氏 名 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第6号様式（第8条、第24条関係）

注 意 書

所属

階級（職名） 氏 名

上記の者は、

（違反事実）

ここに山口県警察における懲戒等の取扱いに関する訓令により注意する。

年 月 日

職名

階級 氏 名 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第7号様式（第19条関係）

口 頭 審 査 申 出 書

年 月 日

山口県警察懲戒審査委員会委員長 殿

所属
階級（職名） 氏 名

年 月 日 において行われる委員会の審査に出頭し
て意見を陳述したいので申し出ます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第 8 号様式（第 2 0 条関係）

通 知 書

年 月 日

氏 名 殿

山口県警察懲戒審査委員会
委員長 氏 名

下記のとおり口頭審査を行うので、通知する。

記

1 日時

2 場所

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

第 9 号様式（第 2 1 条関係）

証 人 等 要 請 書

年 月 日

山口県警察懲戒審査委員会委員長 殿

所属
階級（職名） 氏 名

年 月 日 において行われる委員会の審査に際
して、下記のとおり 証人の意見陳述 を希望します。
証拠書類等の提出

記

1 証人

住 所	
氏 名	
申出者との関係	

2 証拠書類等

番号	標 目	数量	備 考

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第 1 0 号様式（第 2 3 条関係）

勸 告 書

年 月 日

山 口 県 警 察 本 部 長 殿

山口県警察懲戒審査委員会
委員長 氏 名

下記の者の懲戒処分に係る事実を審査したので、その結果を勧告する。

記

被 申 立 人	所 属 及 び 分 掌	
	階 級 又 は 職 名	
	氏 名	
勸 告 事 項	懲 戒 の 要 否	
	懲戒の種類及び程度	
	そ の 他	
委員長 氏 名 委 員 氏 名 委 員 氏 名 委 員 氏 名 委 員 氏 名 委 員 氏 名 委 員 氏 名		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第 1 1 号様式（第 2 4 条関係）

懲 戒 処 分 書

所属

階級（職名） 氏 名

地方公務員法第 2 9 条第 1 項の規定により懲戒処分として

（懲戒処分の内容）

年 月 日

山口県警察本部長

階級 氏 名 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

第12号様式（第24条関係）

懲戒処分説明書

被 処 分 者	所属及び分掌		階級又は職名	
	氏 名		採用年月日	
	職務の等級 及び号給	級 号給 (円)		
処 分 の 内 容	処分の種類 及び程度			
	根拠規定			
処 分 年 月 日				
交 付 年 月 日				
処 分 の 理 由				
年 月 日 山口県警察本部長 階級 氏 名 印				

- 注 1 この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山口県人事委員会（以下「人事委員会」という。）に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。
- 2 この処分についての処分の取消しの訴えは、審査請求に対する人事委員会の裁決を経た後でなければ提起することができません。ただし、次のいずれかに該当するときは、人事委員会の裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても、人事委員会の裁決がないとき。
- (2) 処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する人事委員会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山口県を被告（訴訟においては、山口県公安委員会が山口県を代表）として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

懲 戒 処 分 台 帳

所 属	
官 職	
氏 名	年 月 日生（ 歳）
処 分 程 度	
処分年月日	
行為の種類	
事案の概要	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

第 1 4 号様式（第 2 5 条関係）

訓 戒 ・ 注 意 措 置 台 帳

所 属	
官 職	
氏 名	年 月 日生（ 歳）
措 置 程 度	
措置年月日	
行為の種類	
事案の概要	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。